

○環境省告示第二十三号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年通商産業省府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、  
化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月三十一日

環境大臣 松本 龍

別表第一整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号九の項中「八〇」を「五五」に、「一二〇」を「六五」に、「一〇〇」を「六五」に改め、同表整理番号四九の項中「七〇」を「五〇」に改め、同表整理番号九七の項中「三〇」を「二〇」に、「五〇」を「三〇」に、「四〇」を「三〇」に改め、同表整理番号一〇九の項中「二一〇、二二〇、二一〇、二二〇、一九〇、二一〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一六〇、一六〇」に改め、同表整理番号一二二の項中「二八〇、二九〇、二七〇、二八〇、二七〇」を「一五〇、一六〇、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇」に改め、「一八〇」を「一七〇」に改め、同表整理番号一八六の項中「三〇」を「二五」に改め、同表整理番号一九三の項中「二〇」を「一五」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項

に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二二一の項備考欄(一)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄」に改め、「もの」の下に「(三)に掲げるものを除く。」を加え、「(1イ)の値は、四〇」を「(1イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、五〇」に改め、同項備考欄(二)中「第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて」を「(一)のうち」に、「(2イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、八〇、四〇、八〇」を「並びに(2イ)の値は、それぞれ四〇、五〇、四〇」に改め、同項備考欄(三)中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項化学的酸素要求量(単位一リットルにつきミリグラム)欄中「六〇」を「五〇」に改め、同項備考欄(一)を削り、同項備考欄(二)中「もの」の下に「(二)に掲げるものを除く。」を加え、「(2イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇」を「(2イ)の値は、四〇」に改め、同項備考欄(二)を(一)とし、同項備考欄(三)中「及び(ロ)、(2イ)並びに(3イ)の値は、それぞれ一〇、五〇、一〇、一〇」を「(2イ)及び(3イ)の値は、それぞれ一〇、一〇、一〇」に改め、同項備考欄(三)を(二)とする。

別表第二整理番号五の項中「肉製品製造業」を「部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業」に改め、同表整理番号二〇四の項中「プリント回路製造業」を「電子回路製造業」に改め、同表整理番号

二〇五の項中「電気機械器具製造業（前項に掲げるものを除き、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業を含む。）」を「電子部品・デバイス・電子回路製造業（前項に掲げるものを除く。）」、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業」に改め、同表整理番号二二一の項備考欄（一）中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄」に改め、「もの」の下に「（三）に掲げるものを除く。」を加え、同項備考欄（二）中「第二欄により算定した処理対象人員が五、〇〇〇人以下のものであつて」を「（一）のうち」に改め、同項備考欄（三）中「第二欄」を「平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄」に改め、同表整理番号二二三の項備考欄（一）及び（二）中「もの」の下に「（三）に掲げるものを除く。」を加える。

#### 附 則

- 1 この告示は、公布の日から適用する。
- 2 都道府県知事が定める日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCc、Cco、Cci及びCcjの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

○化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲の一部を改正する件新旧対照条文(抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正案

現行

別表第一		一〇三 (略)	
整理番号	業種その他	化学的酸素要求量 (単位：リットルにつきミリグラム)	
		(イ)	(ロ)
五	部分肉・冷凍肉製造業又は肉加工品製造業	四〇	五〇
		四〇	五〇
九	寒天製造業	五五	六五
		五五	六五
四九	有機質肥料製造業	二〇	五〇
		二〇	三〇
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	二〇	三〇
		二〇	三〇
備考		備考	

  

別表第一		一〇三 (略)	
整理番号	業種その他	化学的酸素要求量 (単位：リットルにつきミリグラム)	
		(イ)	(ロ)
五	肉製品製造業	四〇	五〇
		四〇	五〇
九	寒天製造業	八〇	一一〇
		八〇	一〇〇
四九	有機質肥料製造業	二〇	七〇
		二〇	三〇
九七	パルプ製造業、紙製造業又は紙加工品製造業(整理番号七六の項から前項までに掲げるものを除く。)	三〇	五〇
		三〇	四〇
備考		備考	

(略)

一〇九  
石油化学系  
基礎製品製  
造業で脂肪  
族系中間物  
製造工程に  
係るもの

六〇

九〇

六〇

八〇

四〇

五〇

(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇とする。  
(二) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、九〇、八〇、九〇とする。  
(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。

(略)

一三三  
有機化学工  
業製品製造  
業(整理番  
号一〇九項  
から前項の  
項に掲げら  
るものを除  
く。)

五〇

九〇

五〇

九〇

五〇

八〇

(-) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一五〇、一六〇、一五〇、一六〇とする。

(略)

一〇九  
石油化学系  
基礎製品製  
造業で脂肪  
族系中間物  
製造工程に  
係るもの

六〇

九〇

六〇

八〇

四〇

五〇

(-) 青酸誘導品含有排水を排出する工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二一〇、二二〇、二一〇、二二〇とする。  
(二) 塩素化合物触媒を用いたアセトン又はアセトアルデヒドの製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇〇、九〇、八〇、九〇とする。  
(三) エピクロルヒドリン製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一四〇、一五〇、一三〇、一五〇とする。

(略)

一三三  
有機化学工  
業製品製造  
業(整理番  
号一〇九項  
から前項の  
項に掲げら  
るものを除  
く。)

五〇

九〇

五〇

九〇

五〇

八〇

(-) 有機ゴム薬品製造工程にあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、二八〇、二七〇、二九〇、二七〇とする。











(三) 平成十八年一月三十一日以前に設置されたものであつて、第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、二五とする。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。

(五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、二五とする。

(三) 第二欄に規定する表に定める構造を有するし尿浄化槽より高度にし尿を処理する方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、二五とする。

(四) 平成十八年二月一日以後に設置されるものにあつては、第三欄の(1)(a)、(2)(a)及び(3)(a)の値は、三〇とする。

(五) (四)のうち、建築基準法施行令第三十二条第三項第二号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては、第三欄の値は、それぞれ同欄の順序に従い、一〇、一〇、二五とする。

(略)	二二三	(略)	し尿処理業 (し尿浄化槽に係るものを除く。)
	四〇		
	六〇		
	三〇		
	五〇		
	二〇		
	四〇		
	<p>(一) 日平均排水量が三、〇〇〇リットル未満のもの(三)に掲げるものを除く。(二)にあつては、第三欄の(1)(イ)の値は、五〇とする。</p> <p>(二) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの(三)に掲げるものを除く。(二)にあつては、第三欄の(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇とする。</p> <p>(三) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ一〇、一五〇とする。</p>		
	(略)		
四〇			
六〇			
三〇			
五〇			
二〇			
四〇			
<p>(一) 日平均排水量が三、〇〇〇リットル未満のもの(三)に掲げるものを除く。(二)にあつては、第三欄の(1)(イ)の値は、五〇とする。</p> <p>(二) 昭和六十二年六月三十日以前に設置されたもの(三)に掲げるものを除く。(二)にあつては、第三欄の(2)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ四〇、六〇とする。</p> <p>(三) 嫌気性消化法、好気性消化法、湿式酸化法又は活性汚泥法に凝集処理法を加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄の(1)(イ)及び(ロ)の値は、それぞれ一〇、一五〇とする。</p>			